

令和6年度  
介護サービス事業者集団指導資料  
特定施設入居者生活介護

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

# 目 次

1	運営指導と監査について.....	P 3
2	運営基準について（令和6年度改正） .....	P 4
3	令和6年度介護報酬改定について .....	P 13
4	介護職員等処遇改善加算について .....	P 18
5	高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について .....	P 22
6	根拠法令及び通知等.....	P 28
7	変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出等 .....	P 29

## 1 運営指導と監査について

札幌市では、利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置き、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する事項について、その周知徹底と遵守を図ることを指導の方針としています。

### (1) 運営指導

- 事業所において書類の確認や管理者からのヒアリングを行います。
- 関係法令や指定基準を遵守した運営が行われているか確認します。適切な運営が行われていない場合は、是正するよう指導します。
- 各種加算について、算定要件を満たしているか確認します。不適切な報酬請求が行われていた場合は、過誤調整が必要となります。

### (2) 監査

- 重大な違反や報酬の不正請求などが疑われる場合に監査を行います。
- 監査の結果、不正の事実が確認された場合は、改善勧告・命令、指定の一部又は全部の停止や取り消し等の行政処分を行います。
- 運営指導において、利用者の生命の危険や報酬請求における不正が疑われる場合は、監査に切り替わることがあります。

#### ・札幌市介護保険施設等指導監査要綱（令和6年5月13日改訂）

札幌市ホームページに掲載しています。

[https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/documents/r6\\_5\\_sidoukansayoukou.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/documents/r6_5_sidoukansayoukou.pdf)

※ 高齢者虐待が疑われるなどの理由により、あらかじめ通知することで日常のサービス提供状況を確認することができないと認められる場合は、事前通知せず運営指導の開始時に文書を通知することで実施することがあります。

## 2 運営基準について（令和6年度改正）

### 1 特定施設入居者生活介護の人員基準について

（札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年2月26日条例第8号、以下「基準条例」という。）第218条、第219条）

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号、以下、「基準省令」という。）第175条、第176条）

#### 人員基準

職種	特定施設の指定を受ける事業所	介護予防とあわせて特定施設の指定を受ける事業所
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤</li> <li>・ 専従（ただし、当該特定施設の管理業務に支障がない場合は兼務可）</li> </ul> ※当該特定施設の他の職務に就く場合や、他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に就く場合で、その職務従事時間帯も当該特定施設の事象を適時適切に把握ができ、管理指揮命令に支障がないときは兼務可能	左に同じ
生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</li> <li>・ 1名以上は常勤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数が100又はその端数を増すごとに1以上</li> <li>・ 1人以上は常勤</li> </ul>
看護職員、介護職員	<b>【共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</li> </ul> <b>【看護職員】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の数が30以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上</li> <li>・ 総利用者数が31以上の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、利用者の数から30を減じた数を50で除し</li> </ul>	<b>【共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数を3で除して得た数（その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数）以上</li> <li>・ 看護介護それぞれ1人以上は常勤でなければならない（ただし、介護予防サービスのみを提供する場合の宿直時間帯においては、いずれかの職種のうち1人が常勤であれば足りる）</li> </ul>

	<p>て得た数（その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数）に1を加えた数以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤</li> </ul> <p><b>【介護職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤</li> <li>・常に1以上確保されていること</li> </ul>	<p><b>【看護職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総利用者数が30以下の指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上</li> <li>・総利用者数が31以上の指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、利用者の数から30を減じた数を50で除して得た数（その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数）に1を加えた数以上</li> <li>・1人以上は常勤（ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない）</li> </ul> <p><b>【介護職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に1以上の介護職員が確保されること（ただし、介護予防サービスのみを提供する場合の宿直時間帯においては、この限りではない）</li> </ul>
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上</li> <li>・同施設内の他職種と兼務可</li> </ul>	左に同じ
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上（利用者の数を100で除して得た数（その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数）を標準とする。）</li> <li>・専従（支障がない場合は施設内他職種と兼務可）</li> </ul>	左に同じ

※利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

※前年度の平均値は、前年度の各日の利用者を合計し、前年度の全日数で除した数とする。

[補足] 上表の下線部を簡略的に示すと次のとおり

総利用者数	看護職員人数（常勤換算）
30人以下	1. 0以上
31人以上80人以下	2. 0以上
81人以上130人以下	3. 0以上
利用者人数50人ごとに看護職員を常勤換算で1.0加える	

## 生産性向上に取り組む施設における看護職員及び介護職員の員数の柔軟化（新設）

（基準条例 第 218 条第 10 項）（基準省令第 175 条第 9 項）

次に掲げる要件をいずれも満たす場合は、看護職員及び介護職員の人員基準が

利用者	介護職員（+看護職員）	⇒	利用者	介護職員（+看護職員）
3 (要支援は 10)	1		3 (要支援は 10)	0.9

となります。

- (1) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認していること。
  - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
  - イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
  - ウ 緊急時の体制整備
  - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（介護機器）の定期的な点検
  - オ 特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
- (5) (1)～(3)の取組開始後、3月以上試行（試行期間中は通常の人員配置基準を遵守し、一定数の職員は施設内待機し試行を実施）し、試行前後を比較し(4)を確認したうえで、札幌市に届出を行うこと。

## 2 施設内における重要事項の掲示について

（基準条例第 237 条で準用する 第 34 条）（基準省令第 192 条で準用する第 32 条）

特定施設入居者生活介護の事業者には、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を当該事業所の見やすい場所に掲示することが求められています。

### (1) 掲示が求められている情報

- ・ 運営規程の概要
- ・ 特定施設従業者の勤務体制
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 苦情処理の体制
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、実施機関の名称、評価結果の開示状況）
- ・ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

## (2) 留意事項

掲示にあたっては、次の点に留意する必要があります。

- ・事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所であること。
- ・特定施設従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごとに等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めているものではないこと。
- ・掲示が求められている重要事項を記載した書面を事業所に備付け、いつでも利用申込者、利用者又はその家族に自由に閲覧させることで掲示に代えることができる。

## (3) ウェブサイト掲載について（追加）

重要事項は原則としてウェブサイトに掲載することとなっています。

## 3 事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）について

（基準条例第 232 条）（基準省令第 189 条）

運営規程について、以下に掲げる事項を定めておかなければなりません。

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- ・入居定員及び居室数
- ・指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ・利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- ・施設の利用に当たっての留意事項
- ・緊急時における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置（令和 6 年 4 月 1 日義務化）
- ・その他施設の運営に関する重要事項

### (1) よくある指摘事項

- ・運営規程において、虐待防止のための措置に関する事項が定められていない。

運営指導において、運営規程に【虐待防止のための措置】に関する事項が定められていない事例がありました。規程改正の漏れがないか確認してください。

### (2) 参考

運営規程【特定施設従業者の職種、員数及び職務内容】について、従事者の員数は変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、基準上の員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えありません。

## 4 避難訓練について

（基準条例第 237 条で準用する第 110 条）（基準省令第 192 条で準用する第 103 条）

避難訓練は年 2 回以上、うち 1 回は夜間想定での実施が必要。

### (1) よくある指摘事項

- ・消防法に基づく避難訓練が適正に行われていない。

運営指導において、「避難訓練を1回も実施していない」、「1回のみ実施した」、「2回実施したが夜間想定の実施がない」といった事例が散見されています。消防法に違反する場合は法令違反となり、文書指導の対象となります。消防法を遵守した運営を行ってください。

### (2) 根拠

○消防法施行規則第3条第10項、昭和62年9月18日付社施第107号6-(1)

令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ又は(10)項の二に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。※有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームは(6)項に該当

○札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-5

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

## 5 非常災害対策について

(基準条例第237条で準用する第110条)(基準省令第192条で準用する第103条)

非常災害に関する具体的計画(消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。訓練は、地域住民の参加が得られるよう努めてください。

### (1) よくある指摘事項

- ・風水害等の非常災害対策計画を策定しているが、対策訓練を実施していない。
- ・災害時に備え、食料、飲料水等の備蓄を行っているが、量が不足している。少なくとも3日分以上備蓄すること。

有事の際に計画通りに対応が可能か、定期的に訓練の実施や計画内容等の見直しを行ってください。

### (2) 根拠など

○水防法第15条の3

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2

○札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-5、第9-8

○参考「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日老高発0909第1号厚生労働省老健局課長連名通知)

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000->

[Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000153991.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000153991.pdf)

## 6 業務継続計画（BCP）の策定について（令和6年4月1日義務化）

（基準条例第237条で準用する第32条の2）（基準省令第192条で準用する第30条の2）

事業者に対しては、非常災害対策計画のほか、業務継続計画の策定が義務付けられています。非常災害対策計画と業務継続計画の違いは以下のとおりです。

**非常災害対策計画**：火災や水害など非常災害に即時的に対処するための計画。

**業務継続計画**：非常災害や感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画。

従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施し、必要に応じて計画の見直しを図ってください。

### (1) 留意事項

ア 研修及び訓練は、すべての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

イ 計画には次の項目を盛り込むこと。なお、感染症に係る業務継続計画や指針、災害に係る業務継続計画、非常災害対策計画について、対応する項目を適切に設定している場合は、一体的に策定することとして差し支えない。

#### (ア) 感染症

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

#### (イ) 非常災害

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

ウ 研修は、計画の具体的内容の共有や平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとし、定期的（年2回以上）な開催のほか、新規採用時にも別途行い、研修内容は記録すること。感染症の予防及びまん延防止の研修と一体的に実施しても良い。

エ 訓練は、発生時に迅速に行動できるよう、計画に基づき役割分担の確認や発生時に実践するケアの演習などを定期的（年2回以上）実施すること。感染症の予防及びまん延防止の訓練や非常災害対策に係る訓練と一体的に実施しても良い。訓練は机上を含め手法は問わないが、机上と実地を適切に組み合わせて行うこと。

### (2) よくある指摘事項

・業務継続計画（BCP）が策定されていない。（感染症、非常災害の一方しかない）

令和6年4月1日から義務化となり、**業務継続計画未実施減算**も導入されたため、未策定の事業所は早急に策定してください。策定済みの事業所も、感染症と非常災害の両方の計画が策定されているかご確認ください。

## 7 協力医療機関について（改正）

（基準条例第234条）（基準省令第191条）

利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める必要があります。協力医療機関との対応確認や届出等が追加されました。

### (1) 追加事項

ア 次の要件を満たす医療機関とすること（努力義務）。

- ・利用者急変時、医師等が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ・施設から診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で急変時対応の確認を行うこと。また、協力医療機関の名称等を札幌市に届け出ること。

ウ 第二種協定指定医療機関と、新興感染症の発生時対応を取り決めること（努力義務）。

エ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時対応について協議を行うこと。

オ 利用者が入院後、病状が軽快し退院可能となった場合は、速やかに再入居させることができること（努力義務）。

### (2) 留意事項

ア 連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関が想定される。

イ 札幌市への届出はHPを参照

<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/kyouryokuiryoukikan.html>

## 8 口腔衛生の管理について（新設、令和9年4月1日義務化）

（基準条例第228条の2）（基準省令第185条）

利用者の口腔の健康保持、自立した日常生活のため、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う必要があります。（令和9年3月31日までは努力義務）

### (1) 手順

ア 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、施設介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

イ アの技術的助言及び指導に基づいて、以下の事項を記載した計画を作成（同計画に相当する内容を特定施設サービス計画に記載することでも良い）し、必要に応じて定期的に計画を見直すこと。

- ・助言を行った歯科医師

- ・ 歯科医師からの助言の要点
- ・ 具体的方策
- ・ 当該施設における実施目標
- ・ 留意事項・特記事項

## (2) 留意事項

医療保険における歯科訪問診療料が算定された日に、技術的助言や指導を行う場合、歯科訪問診療の実施時間以外の時間帯に行うこと。

## 9 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について（新設、令和9年4月1日義務化）

（基準条例第237条で準用する第166条の2）（基準省令第192条で準用する第139条の2）

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の推進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する必要があります。（令和9年3月31日までは努力義務）

### (1) 留意事項

- ア 委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、幅広い職種により構成することが望ましい（外部専門家の活用も可）。
- イ 他の事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会など）と一体的に設置・運営することは差支えない。他の事業所との連携等による開催も可能。

### (2) 参考

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

[https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei\\_kyotaku\\_Guide.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei_kyotaku_Guide.pdf)

## 10 事故報告について

（基準条例第237条で準用する第40条）（基準省令第192条で準用する第37条）

### (1) よくある指摘事項

・ 札幌市が報告を必要とする事故が発生した場合は、札幌市へ速やかに事故報告書を提出すること

報告漏れを指摘することがあるため、各施設で見直しを行ってください。

### (2) 報告基準について（※札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱）

本市にて報告を求める事故については下記のとおりです。

#### ①利用者処遇に関するもの

- ア 死亡事故（病気によるものを除く。）
- イ 虐待
- ウ 失踪・行方不明（現在も捜索中のもの）
- エ 骨折・打撲・裂傷等（医療機関に受診したもの）
- オ 誤飲・誤食・誤嚥、誤薬

- カ 医療処置関連（チューブ抜去等）
- キ 不法行為
- ク 無断外出（見つかった場合）
- ケ その他（送迎中の事故等）
- ②施設・事業所及び役職員に関するもの
  - ア 不適切な会計処理
  - イ 不法行為等
- ③その他
  - ア 事件報道が行われた場合
  - イ その他必要と認められる場合

## 3 令和6年度介護報酬改定について

令和6年度の介護報酬改定に伴い、新設や改正となった加算について、必要と思われる点を抜粋しておりますので、ご確認ください。

### 1 夜間看護体制加算（改正）

#### (1) 概要

「夜勤又は宿直の看護職員の配置」を行う場合について評価する区分を新設。

#### (2) 区分、算定要件

##### ア 夜間看護体制加算（Ⅰ） 18単位/日（新設）

- (ア) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めること。
- (イ) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- (ウ) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

##### イ 夜間看護体制加算（Ⅱ） 9単位/日（単位数変更）

- (ア) (Ⅰ)の(ア)、(ウ)に該当すること。
- (イ) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

#### (3) 参考

加算（Ⅰ）を算定する場合、「夜勤又は宿直を行う看護職員」について、病院等の看護師が当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても認められる。特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、病院等に勤務する看護師が、夜勤又は宿直と同等の迅速な対応が可能な体制を確保している場合も認められる。

### 2 入居継続支援加算（改正）

#### (1) 概要

入居者の医療ニーズを踏まえた看護職員によるケアを推進する観点から、医療ケアを必要とする者の範囲が見直された。

#### (2) 見直しの内容

医療ケアを必要とする者の要件について、次のいずれかに該当すること。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者（※1）の占める割合が入居者の100分の15以上であること。

- ※1 ①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養の行為

イ 上記（※1）と次のいずれか（※2）に該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

- ※2 ①尿道カテーテル留置を実施している状態  
②在宅酸素療法を実施している状態  
③インスリン注射を実施している状態

### 3 協力医療機関連携加算（新設）

#### (1) 概要

高齢者施設で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、医療機関等との実効性のある連携体制を構築することを目的に見直しが行われた。加算算定の届出は不要だが、体制加算である。

見直しに伴い、「医療機関連携加算」は改正され、利用者の主治医への情報提供などは要件から削除されており算定できないので注意が必要。

#### (2) 算定要件等

特定施設において、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的（概ね月1回以上）に開催していること。

ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差支えない。

#### (3) 単位数

ア 協力医療機関が以下の要件を満たす場合 100 単位/月

(ア) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(イ) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

イ 上記以外 40 単位/月

#### (4) 留意事項

ア 会議は、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行っても差し支えない。

イ 看護職員は、利用者ごとの健康状況について随時記録すること。

ウ 会議の開催状況については、その概要を記録すること。

## 4 退居時情報提供加算（新設）

### (1) 概要

入居者が医療機関への入院に伴い退居した際の、医療機関への情報提供について評価する。

### (2) 算定要件

入居者が退居して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入居者の同意を得て、入居者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、入居者の紹介を行うこと。

### (3) 留意事項

- ア 入居者が医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合は算定不可。翌月以降に入院する場合でも、前回入院時から入居者の情報が変わらず、提供する内容が同一の場合は算定不可。
- イ 入院にあたり、退居の手続きを行わない場合も算定可能。

## 5 高齢者施設等感染対策向上加算（新設）

### (1) 概要

施設内で感染者が発生した場合に、医療機関との連携の上で、施設内で感染者の療養を行うことに対する評価。札幌市への届出が必要。

### (2) 区分、算定要件

#### ア 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月

- (ア) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (イ) 協力医療機関との間で、新興感染症を除く一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応していること。
- (ウ) 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

#### イ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。

## 6 業務継続計画未実施減算（新設）

### (1) 概要

感染症や災害が発生した際の業務継続計画の策定の徹底を求める評価。

### (2) 算定要件

「感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること」を満たしていない場合。

ただし、令和7年3月31日までは、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には適用しない。

## 7 高齢者虐待防止措置未実施減算（新設）

### (1) 概要

入居者の人権の養護、虐待の防止等の推進を目的に、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する。

### (2) 算定要件

以下の措置が講じられていない場合

- ア 虐待防止のための委員会を定期的に開催する。
- イ 虐待防止のための指針を整備する。
- ウ 職員に対し、虐待防止のための年1回以上の研修を実施する。
- エ 上記措置を適正に実施するための担当者を置く。

## 8 生産性向上推進体制加算（新設）

### (1) 概要

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下、この加算説明において「委員会」）の設置義務と、テクノロジーの導入による効果の定着に向けて継続的な活用を支援するため加算を新設した。

### (2) 区分、算定要件

#### ア 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月

- （ア）委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づいた業務改善を継続的に行っていること。
- （イ）介護機器を1つ以上導入していること。
- （ウ）事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告すること。

#### イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月

- （ア）上記加算（Ⅱ）の要件を満たし、当該要件に基づき提出した実績データにより生産性向上の取組による成果が確認されていること。
- （イ）介護機器を複数種類導入していること。
- （ウ）職員間の適切な役割分担（利用者の介助に集中して従事する介護職員を設けることやいわゆる介護助手の活用等）の取組を行っていること。

### (3) 介護機器について

#### ア 見守り機器

利用者がベッドからの離床を感知するセンサーで、センサーで得られた情報を職員に通報でき、利用者の見守りに資する機器。

イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器

ウ 介護記録ソフトウェア等の介護記録の作成の効率化に資する ICT 機器

加算（Ⅰ）の算定には、上記３種のすべてを使用し、アは全ての居室に設置、イは同一時間帯に勤務するすべての介護職員が使用すること。

加算（Ⅱ）の算定には、上記３種のうち１つ以上を使用し、イは同一時間帯に勤務するすべての介護職員が使用すること。

#### **(4) 留意事項**

加算（Ⅰ）は加算（Ⅱ）の上位区分となる。加算（Ⅱ）は生産性向上の取組の成果の確認を要件とはしていないが、加算（Ⅰ）は取組の成果の確認が算定要件に含まれる。加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）は同時算定できない。

本加算の算定に際しては、厚生労働省ホームページ「令和６年度介護報酬改定について」の「生産性向上推進体制加算に関する通知」を確認すること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

## 4 介護職員等処遇改善加算について

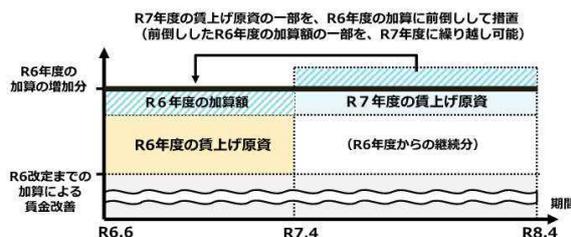
- ・介護職員の処遇改善にかかる旧加算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ加算）については、令和6年6月から新加算「介護職員等処遇改善加算」に一本化され、加算区分、要件等が変更となっています。
- ・新加算としては、加算区分Ⅰ～Ⅳがあるほか、令和6年度においては、令和6年5月31日時点で旧加算の全部又は一部を算定している場合、旧加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和6年度末までの間、新加算Ⅴ(1)～(14)を算定することができます。

### 1 賃金改善の考え方について

- (1) 介護職員等処遇改善加算は、介護職員その他の職員の賃金改善に充てる加算であり、令和5年度と比較して増加した加算額（令和7年度への繰越分を除く）は、ベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当）により賃金改善を行うことを基本とする。
- (2) ベースアップのみにより賃金改善を行えない場合（介護報酬改定踏まえ賃金体系等を整備途上である場合等）は必要に応じてその他の手当、一時金等を組み合わせて賃金改善を実施しても差し支えない。
- (3) 職種間の賃金配分については、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士の資格を有する勤続年数10年以上の介護職員を基本とする）を基本としつつ、介護サービス事業者の判断により、介護職員以外への配分も含め、柔軟な配分を認める。
- (4) 令和5年度と比較し、令和6年度に増加した加算額の一部を令和7年度の賃金改善の原資として繰り越すことも認める（令和6年度に、仮に令和5年度末時点で算定していた旧3加算を継続して算定する場合の加算見込額と令和6年度の新加算の加算額を比較して増加した額を上限とする）。

### 令和6・7年度の処遇改善加算の配分方法

- 介護現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしている。
  - こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒して、賃上げいただくことも可能である。
    - ※ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、令和8年度予算編成過程で検討する。
    - ※ 前倒した令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可。
- (具体的な取扱い)
- ・ 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけばよいこととする。
  - ・ 令和6年度の加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。



#### 賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



4

## 2 新加算の要件について

加算の区分ごとに、1の賃金改善の実施に加え、以下の要件①～⑧を満たす必要がある（新加算Ⅴについては、令和6年5月31日時点で旧加算を算定していた場合、令和6年度中に限り該当する加算区分を算定可能となる）。

表2-2 令和6年度中の新加算Ⅰ～Ⅳ及び新加算Ⅴ（経過措置区分）の算定要件（賃金改善以外の要件）

	①月額賃金改善要件Ⅰ	②月額賃金改善要件Ⅱ	③キャリアアップ要件Ⅰ	④キャリアアップ要件Ⅱ	⑤キャリアアップ要件Ⅲ	⑥キャリアアップ要件Ⅳ	⑦キャリアアップ要件Ⅴ	⑧職場環境等要件			表2-3に掲げる旧3加算の算定状況
	新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベース加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（8万円又は440万円・人以上）	介護福祉士等の配置要件	職場環境全体で1	職場環境区分ごと1	HP掲載等を通じた見える化	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 (○)は新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧ベースアップ等加算並びに新加算Ⅴ(2)、(4)、(7)、(9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件

表2-3 新加算Ⅴ（経過措置区分）の算定要件（旧3加算の算定状況）

	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)	○	○	○	○	○	○

表2-4（参考）令和7年度以降の新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（賃金改善以外の要件）

	①月額賃金改善要件Ⅰ	②月額賃金改善要件Ⅱ	③キャリアアップ要件Ⅰ	④キャリアアップ要件Ⅱ	⑤キャリアアップ要件Ⅲ	⑥キャリアアップ要件Ⅳ	⑦キャリアアップ要件Ⅴ	⑧職場環境等要件		
	新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベース加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円・人以上）	介護福祉士等の配置要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○

注 (○)は新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に新加算Ⅴ(2)、(4)、(7)、(9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件

※②月額賃金改善要件Ⅱは、新加算Ⅰ～Ⅳの算定以前に旧ベースアップ等加算又は新加算Ⅴ(2)、(4)、(7)、(9)、(13)を算定していた事業所については適用しない。

※①～⑧の詳細な要件については、厚生労働省通知「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について」〔令和6年3月15日老発0315〕

第2号]の「3新加算等の要件 (1)介護職員等処遇改善加算(新加算)の要件」をご確認ください。

**【注意点】**

各加算区分の算定要件を満たさないことにより、請求が通らない例が散見されます。

特に⑦キャリアパス要件Vについて、介護福祉士の配置要件を担保するために算定が必要な加算の種類及び加算区分について、要件を満たさない届出が散見されるため、新加算の算定に必要な加算について、以下の表をご確認ください。

表4 キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置要件)を担保するものとして算定が必要な加算の種類及び加算区分

サービス区分	加算区分		
訪問介護	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	-
夜間対応型訪問介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防)訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲイ又はロ
(介護予防)通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防)特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
地域密着型特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
(介護予防)認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
看護小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
地域密着型介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
(介護予防)短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	併設本体施設において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり
介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	併設本体施設において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	併設本体施設において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり
介護医療院	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	併設本体施設において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり
訪問型サービス(総合事業)	併設本体事業所において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり	特定事業所加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自の加算	-
通所型サービス(総合事業)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自の加算

注1 地域密着型通所介護のサービス提供体制強化加算Ⅲイ又はロは療養通所介護費を算定する場合のみ

注2 訪問型サービス(総合事業)は、対象事業所に併設する指定訪問介護事業所において特定事業所加算Ⅰ若しくはⅡを算定していること又は対象事業所において特定事業所加算Ⅰ若しくはⅡに準じる市町村独自の加算を算定していることを要件とする。

**3 新加算等の算定要件の周知・確認等について**

新加算を取得するにあたり、旧加算と同様に、事業所は以下のことを求められます。

- ①賃金改善を行う方法等について、『介護職員処遇改善計画書』を用いて職員に周知する
- ②就業規則等の内容について職員に周知する
- ③介護職員から加算に関係する賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答する

**4 加算算定に係る手続きについて**

- (1) 新規で新加算を算定する場合は、加算を取得したい月の前々月の末日までに「計画書」の提出が必要となります。
- (2) 計画書を提出済みで、年度内に加算区分等各種内容の変更を行う場合は、各提出期限(居宅サービス：加算を取得したい月の前月の15日まで、施設サービス：加算を取得したい月の当月1日まで)に「計画書」のほか、必要に応じて「変更に係る届出書」「特別

な事情に係る届出書」の提出が必要となります。

- (3) 加算算定年度の翌年度において、賃金改善等の状況を記載した、「実績報告書」の提出が必要となります。

**加算を算定しているにもかかわらず、「実績報告書」の提出がない場合、加算額が返還となる可能性があります。**

## ※ 参考通知

- ・「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の揭示について」〔令和6年3月15日老発0315第2号〕
- ・「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）の送付について」〔令和6年3月26日〕
- ・「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第2版）の送付について」〔令和6年7月9日〕
- ・「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第2版）（令和6年7月9日）」の正誤について〔令和6年9月2日〕

## 5 高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成18年4月1日施行)

- 「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待  
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋)

○高齢者虐待防止に関する取組（法第20条）～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～

- ・養介護施設従事者等の研修を実施すること
- ・利用者や家族からの苦情の処理の体制を整備すること
- ・その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること  
例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務（法第21条）～養介護施設従事者等～

- ・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない  
秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない
- ・養介護施設従事者等は、高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

○通報等を受けた場合の措置（法第 24 条）～市町村長又は都道府県知事～

- ・法第 21 条の規定による通報等を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

## ○ 高齢者虐待防止の推進（令和 6 年 4 月 1 日義務化）

入所者・利用者の人権擁護、虐待の防止等（虐待等の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応）のため、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない旨が規定されています。

### （1） 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

以下 3 点について、運営規程に追記する必要があります。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修方法・計画
- ・虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

### （2） 虐待の発生又は再発を防止するための措置を講じること

#### ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）

- ・管理者を含む幅広い職種で構成し、虐待防止の専門家を委員として採用することが望ましい構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること
- ・定期的を開催すること
- ・虐待の事案については、その性質上、全てが従業者に共有されるべき情報とは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応すること
- ・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも可能
- ・他のサービス事業者との連携により行うことも可能
- ・虐待防止検討委員会は、具体的に次のような事項について検討し、その結果を従業者に周知徹底すること

1. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
2. 虐待の防止のための指針の整備に関すること
3. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
4. 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
5. 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
6. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
7. 6における再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## イ 虐待の防止のための指針

虐待防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項
7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
9. その他虐待の防止の推進のために必要な基本方針

## ウ 虐待の防止のための従業者に対する研修

研修は虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を学ぶとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うためのものです。研修の際は、以下について留意してください。

- ・ 指針に基づいた研修プログラムを作成すること
- ・ 定期的（年2回以上）に実施し、新規採用時には必ず個別に研修を行うこと
- ・ 研修の実施内容について記録すること

## エ 措置を適切に実施するための担当者

上記の委員会・指針・研修の措置を適切に実施するために、専任の担当者を置くことが求められます。なお、担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者であることが望ましいです。

### (3) 留意事項

暴力的行為などによる「身体的虐待」、威嚇的、侮蔑的な発言などによる「心理的虐待」だけでなく、サービスや対応を怠るなどの「介護・世話の放棄・放任」や入居者の金銭を搾取する「経済的虐待」に関する取扱いが増えております。施設内で虐待事案の発生を防ぐ、万が一発生した場合は迅速に対応する運営を行ってください。

## ○ 身体的拘束等の適正化について

（基準条例第226条第4～6項）（基準省令第183条第4～6項）

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行ってはならないことを定めています。

身体的拘束の適正化に向けた取り組みとして以下のことが必要です。

- ア 身体的拘束等の適正化のため委員会を3月に1回以上開催し、結果を職員に周知徹底する。
- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ウ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に開催する。

また、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は次の点に留意が必要です。

- ア 態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録化
- イ 切迫性、非代替性及び一時性の3要件を満たすか検討・記録
- ウ 職員単独や数名で判断せず、施設全体として判断する

適切な手続きを踏まずに身体的拘束を行った場合は、虐待に該当することも考えられますので、手続は極めて慎重に行うこと、具体的な内容については記録しておくことが重要です。

#### (1) よくある指摘事項

・本人や家族に対して説明・同意を得る際、拘束開始及び解除の予定期間は可能な限り短い期間とし、最長でも1か月とすること

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合でも、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する必要があります。そのため、安易に長期間の拘束を予定することは不適切であり、少なくとも月に1回は解除に向けて委員会で検討を行うべきことから、予定期間は1か月以内としてください。検討により拘束の継続が必要となった場合は、改めて同意を得るようにしてください。

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次の URL から無料でダウンロードできます  
研修等で読み合わせを行う等、適宜ご活用ください。

<http://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>

## 「身体拘束」について・・・

指定居宅サービス事業者等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならないため『緊急やむを得ない』場合を除き、身体拘束を行ってはなりません（緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合には、以下3要件を満たし、かつ要件の確認及び手続きが極めて慎重に行うこと）。

### 『緊急やむを得ない』場合の3要件

○**切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

○**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。拘束以外に方法がない場合は、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

○**一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。本人の状態像等に応じて最も拘束時間の短い方法により行われなければならない。

※原則、『緊急やむを得ない』の判断は個人で行わず、関係者が広く参加したカンファレンスで判断する。

※利用者本人や家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等をできる限り詳しく説明すること。また身体拘束を実施した際は、様態、時間、利用者の心身の状況、理由を記録すること。

※『緊急やむを得ず』身体拘束を行う場合についても、常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除すること。

（「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行 参考）

## 6 根拠法令及び通知等

### 1. 基準条例、基準省令等

運営指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、各サービスに関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下記ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

○基準条例

本市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kijyunnijourei.html>

○基準省令・告示・解釈通知（令和6年度改正）

厚労省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

### 2. 有料老人ホーム設置運営指導指針

有料老人ホームについては、有料老人ホーム設置運営指導指針も併せてご確認ください。

○有料老人ホーム設置運営指導指針（令和3年度7月1日更新）

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html>

### 3. 札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

軽費老人ホームについては、札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例も併せてご確認ください。

○札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kijyunnijourei.html>

## 7 変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出等

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、加算や減算などの介護給付費算定に係る体制に変更があったとき、事業を廃止又は休止しようとするときは、届出を行うことが介護保険法により義務付けられています。

届出の方法や期限についてはあらかじめ確認しておき、届出が必要な事項が発生した場合には、速やかに届出を行ってください。

<p>変更届</p>	<p>○ 届出内容に変更があった場合には「変更届出一覧」により必要書類を確認の上、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。          札幌市ホームページ「変更届（居宅サービス）」  <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html</a></p> <p>札幌市ホームページ「変更届（地域密着型サービス）」  <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k221_3henko.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k221_3henko.html</a></p> <p>※有料老人ホームについては、上記の届出のほか、老人福祉法に基づく届出も必要な場合がありますので、ご注意ください。          札幌市ホームページ「有料老人ホームについて」  <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html</a></p> <p>※軽費老人ホームについては、上記の届出のほか、社会福祉法に基づく届出も必要な場合がありますので、ご注意ください。          札幌市ホームページ「その他法令に基づく届出様式」  <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/sonotahorei.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/sonotahorei.html</a></p>		
<p>加算届</p>	<p>○ 加算の算定の届出</p> <table border="1" data-bbox="392 1290 1359 1413"> <tr> <td data-bbox="392 1290 791 1413"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> </ul> </td> <td data-bbox="791 1290 1359 1413"> <p>届出が受理された日の翌月から算定可能            届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</p> </td> </tr> </table> <p>ただし、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、届出日の翌々月1日が算定開始日となります。</p> <p>○ 加算の取り下げ</p> <p>要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに加算の取り下げの届出を行ってください。          札幌市ホームページ「加算の届出（居宅サービス）」  <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todokede.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todokede.html</a></p> <p>札幌市ホームページ「加算の届出（地域密着型サービス）」  <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_taisei-todokede.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_taisei-todokede.html</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<p>届出が受理された日の翌月から算定可能            届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<p>届出が受理された日の翌月から算定可能            届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</p>		

<p>廃止届 休止届</p>	<p>○ 廃止又は休止の日の1月前までに届出を行ってください。</p> <p>○ 利用者への適切な措置が取れているか確認する必要がありますので、事前に札幌市へご連絡ください。</p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の届出（居宅サービス）」  <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k_haishi.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k_haishi.html</a></p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の届出（地域密着型サービス）」  <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_haishi.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_haishi.html</a></p>
<p>メール アドレス の変更</p>	<p>○ 登録されているメールアドレスに変更があった場合には、スマート申請により変更手続きを行ってください。</p> <p>電子メールアドレスの登録（変更）について  <a href="https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/testmail.html">https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/testmail.html</a></p>